

令和3年(2021年)2月5日

一時保育利用の皆様

羽鷹池ひだまり保育園

緊急事態宣言期間の延長に伴う一時保育利用について

2月7日(日)までの間、大阪府に発令されている特別措置法に基づく緊急事態宣言が、3月7日(日)まで延長されることが決定しました。

このことを受け、発令期間中は引き続き一時保育は休園いたします。
予定通り解除となりましたら、3月8日(月)より開始いたします。

<利用について>

- 2月同様、予約金は頂きません。利用当日2600円を封筒に入れてお持ちください。
- お子様の体調が悪い場合や家族に体調不良の方がおられる場合は、登園をお控えください。
- 3月の予約確認表、1月、2月の予約金返金を取りに来られる方は、平日の10時から16時の間にお越しください。
- 4月の予約表は2月22日(月)10時より、ホームページに掲載いたします。
直接園に取りに来られる方は、22日(月)以降、平日の10時から16時の間にお越しください。

ご利用の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。